

本訴：平成26年（ワ）第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年（ワ）第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部 宣 男

本訴被告・反訴原告 松 崎 参

証 拠 説 明 書 (2 1)

平成30年2月8日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小川 隆太



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永星 桂太郎



同

細川 裕



同

本田 麻奈弥



同

渡邊 彰



本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士

石原 敬之



216 の 1	陳述書	写	H28.1.7	政田将昭	能登町がクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組むに至った経緯、能登町が、板橋区の協力を得て、政田や中山ら能登町ふれあい公社職員にハチ飼育の研修を積ませていたこと、能登町が仕入れる女王蜂は政田ら公社職員が能登町で採取したハチを武蔵野種苗園で繁殖させたものであり、当初の能登町は、板橋区職員である原告から技術協力・指導を受けて、武蔵野種苗園から女王蜂を仕入れて、小泉製麻を通じて販売するスキームであったこと。
216 の 2	陳述書	写	H28.1.7	中山幸永	
217	準備書面 (6)	写	H27.11.5	板橋区	原告が懲戒処分の取消等を求めて板橋区を訴えた別件訴訟（平成25年（行ウ）第256号）で、被告板橋区は、当初の主張を撤回し、ハチの飼育が原告の業務にあたることについて認めるに至ったこと。
218	ホテル飼育施設飼育動物	写	H22.10.22	原告	板橋区の所管課上司（エコポリスセンター桑子所長、川平係長ら）から指示を受けて作成した文書であり、原告が板橋区に対して、ホテル館で飼育していた生物について、その種類・数等を報告していたこと

以上